

育児休業手当特別会計法案要綱

- 一 育児休業法に規定する育児休業手当に関する経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理すること。〔第一条関係〕
- 二 この会計は、労働大臣が管理すること。〔第二条関係〕
- 三 この会計の歳入は、育児休業法の規定に基づき徴収される掛金、一般会計からの受入金、積立金からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金及び附属雑収入とし、歳出は、育児休業手当給付費、掛金の返還金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、掛金の徴収及び育児休業手当の支給に関する事務取扱費その他の諸費とすること。〔第三条関係〕
- 四 その他予算及び決算の作成及び提出、借入金の借入れ、一時借入金の借入れ、剰余金の積立て、国庫負担金の過不足の調整、余裕金の預託等この会計の経理に必要な事項を定めること。〔第四条～第十八条関係〕
- 五 この法律は、公布の日から施行し、平成四年度の予算から適用すること。〔附則

第一項関係〕

六 関係他法律について、所要の規定の整備を行うこと。〔附則第二項関係〕